仕　様　書

この仕様書は、愛媛県立松山南高等学校放送配線移設等修繕について規定する。

１ 業務名

愛媛県立松山南高等学校放送配線移設等修繕

２ 業務内容

愛媛県立松山南高等学校（以下、「学校」という。）で計画している理科教棟及び図書教棟及び階段教棟の解体工事に伴い、階段教棟にある放送室を北教棟に移設するため、北教棟の放送室からこれまでと同様に校内放送ができるよう放送配線等を移設する。※詳細は、仕様書及び契約書（案）のとおり

(1) 放送機器移設・・・階段教棟３階から北教棟４階へ移設

(2) 配線・・・北教棟～南風館～体育館～本館

※詳細は修繕内訳書のとおり

３ 業務期間

契約の日から令和６年12月20日まで

※経費の見積りは、修繕内訳書に示す標準業務期間に基づいて算出すること。

４ 実施要領

(1) 受託者は、契約後、修繕内訳書を参考に業務計画（業務内容、方法、スケジュール等）を作成し、内容に問題がないことを学校へ確認すること。

(2) 受託者は、資材等の調達や人員の確保等を適切に行い、本業務の執行にあたっては、学校と連絡を取り合い、教育活動への影響が最小限となるように細心の注意を払うこと。

５ 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は受託者で調達すること｡

６ 一般事項

(1) 業務は、必要に応じ学校の立会を受けて実施すること｡

(2) 業務の実施については、学校の業務に支障のないよう事前に学校と協議するものとする｡

(3) 業務が計画期間内に完了しないときは、学校の承諾を得て期間を延長するものとする｡

(4) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、学校と協議のうえ実施する｡

７ 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、受託者は速やかに無償修復を行うこと｡

８ 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、学校が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする｡